

# 名古屋大学附属図書館情報基盤センター図書室利用細則

制 定 平成 21 年 4 月 1 日  
改 正 平成 23 年 4 月 1 日  
改 正 令和 3 年 1 月 6 日

## (趣旨)

第 1 条 この細則は、名古屋大学附属図書館利用規程（以下「附属図書館利用規程」という。）第 18 条の規定に基づき、名古屋大学附属図書館情報基盤センター図書室（以下「図書室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (図書館資料)

第 2 条 図書室備付けの図書館資料（以下「図書」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般図書
- 二 参考図書
- 三 逐次刊行物
- 四 その他の資料

## (利用資格)

第 3 条 図書室を利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学の学生
  - 二 本学の役員及び職員
  - 三 本学の名誉教授
  - 四 全国共同利用システム利用者
  - 五 その他センター長が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、図書の閲覧を目的とする場合、申し出により図書室を利用することができる。
- 一 本学の卒業生及び大学院修了者
  - 二 本学の元役員及び元職員
  - 三 その他一般の図書室利用者

## (利用の手続き)

第 4 条 前条に規定する者で図書室を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用するときには所定の手続きを経なければならない。

- 2 前条第 1 項第一号から第三号に掲げる利用者は、図書室を利用するとき、それぞれ学生証、職員証、名誉教授証（以下「学生証等」という。）を携帯し、図書室職員から提示を求められたときには、これに応じなければならない。
- 3 利用者は、「学生証等」を他人に使用させてはならない。

## (開室時間)

第 5 条 開室時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、名古屋大学情報基盤センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めたときは、開室時間を変更することができる。

## (休室日)

第 6 条 休室日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 土曜日
- 三 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- 四 年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで）

五 東海国立大学機構職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年4月1日機構規程第30号)第25条第2項で規定する「機構が定める日」(夏季一斉休業日)

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、休室又は開室することができる。

#### (図書の間覧)

第7条 利用者は、図書室が管理する図書を自由に間覧することができる。

2 間覧は、間覧室において行い、室外に持ち出してはならない。

3 利用者は、間覧を終えた図書を所定の場所に戻さなければならない。

4 図書を利用者の間覧に供するため、図書の目録及び利用に関する規程を常時間覧室内に備え付けるものとする。

#### (間覧の制限)

第8条 次に掲げる場合においては、間覧を制限することができる。

一 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められるとき、当該情報が記載されている部分を間覧する場合

二 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第7項第4号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けているとき、当該期間が経過していない場合

三 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合

#### (貸出し)

第9条 貸出しを受けることができる者は、第3条第1項に規定する者とする。

2 貸出しの冊数及び期間は、別表のとおりとする。

3 貸出しを受けようとする者は、所定の手続きを経なければならない。

#### (貸出予約)

第10条 利用者は、貸出中の図書を予約することができる。

#### (転貸禁止)

第11条 利用者は、借り受けた図書を転貸してはならない。

#### (貸出期間の更新)

第12条 利用者は、第10条の予約がない場合に限り、貸出期間を2回まで継続して更新することができる。

2 利用者は、前項の更新を受けようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

#### (貸出しの停止)

第13条 センター長は、貸出しを受けた者が図書の返却を延滞したときは、その者に対し、貸出しを停止することができる。

#### (長期貸出し)

第14条 センター長は、教育上又は研究上の必要に応じて、図書を研究部等に長期に貸出すことができる。

#### (返却)

第15条 利用者は、貸出しを受けた図書を貸出期間内に返却しなければならない。

2 センター長が特に必要と認めた場合は、貸出期間中であっても返却を求めることがある。

3 利用者は、その身分又は資格を失ったときには、貸出しを受けた図書を直ちに返却しなければならない。

(禁帯出の図書)

第16条 次に掲げる図書の貸出しは行わない。

- 一 参考図書
- 二 新着雑誌
- 三 その他センター長が指定する図書

(参考調査)

第17条 利用者は、次に掲げる参考調査を図書室に依頼することができる。

- 一 学術文献に係る調査及び情報の提供
- 二 その他教育、研究又は学習の参考とするための必要な情報の提供

(他大学等の図書館の利用)

第18条 センターの職員及び研究生は、他大学等の図書館の利用に関して、次に掲げることを図書室に依頼することができる。

- 一 紹介状の発行
- 二 相互貸借の申込み
- 三 文献複写の申込み

(遵守事項)

第19条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛を保つこと。
- 二 図書、機器及び設備を汚損、き損しないこと。
- 三 室内での飲食及び喫煙をしないこと。
- 四 掲示及びはり紙をしないこと。
- 五 その他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(利用の制限)

第20条 センター長は、附属図書館利用規程、図書室利用細則等又は図書室職員の利用上の指示に従わない者に対し、利用を制限することができる。

2 閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育、研究に支障をきたす恐れがある場合には、センター長は図書室の利用を制限することができる。

(補則)

第21条 この細則に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要な事項は、図書委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

この細則は、令和3年1月6日から施行し、令和2年10月29日から適用する。

別表（第9条関係）

貸出しの冊数及び期間

貸出しの対象者	一般図書		製本雑誌		未製本雑誌	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
本学の学生、職員、名誉教授及び全国共同利用システム利用者	3冊以内	14日以内	3冊以内	14日以内	3冊以内	14日以内